

令和6年度 津市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	61	9	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第4節 避難計画の策定 4 避難訓練の<u>実施</u>（危機管理部、各総合支所） <u>市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に</u> <u>応じた避難訓練に対して支援します。</u>	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第4節 避難計画の策定 4 避難訓練の<u>検証</u>（危機管理部、各総合支所） <u>地域住民は、災害の種別や地域性に</u> <u>応じ作成した避難計画を</u> <u>もとに避難訓練を実施・検証し、市はこれに対して必要な支援</u> <u>を行います。</u>
2	66	1	第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。 (1)～(7) （略） (8) 後発地震に備えた避難への対応 <u>気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発</u> <u>表された場合、又は地震発生に起因して南海トラフ地震臨時</u> <u>情報（巨大地震注意）が発表された場合には、後発地震に備え、</u> <u>市民の自主的な避難が可能となるよう、避難所を開設します。</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、又は</u> <u>地震発生に起因せずに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注</u> <u>意）が発表された場合には、直ちに避難所は開設しませんが、</u> <u>国や三重県からの情報をもとに、状況に応じた対応を行いま</u> <u>す。</u>	第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。 (1)～(7) （略） (8) 後発地震に備えた避難への対応 <u>気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地</u> <u>震警戒）が発表された場合、直ちに避難情報の発令を行いません</u> <u>が、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間から2週</u> <u>間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行</u> <u>います。</u> <u>また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u> <u>ことに対して不安のある方などについては、親類や知人宅などへ</u> <u>の避難を促すことを基本としますが、国や三重県からの情報をも</u> <u>とに、必要に応じて避難所の開設を検討します。</u>

3

71

1

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 災害対策本部

3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

(1)～(5) （略）

【地震災害時の配備基準及び体制表】（別表）

	配備体制	配備人員	配 備 基 準
第1配備体制	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支所の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された <u>こと</u> に伴い、 <u>三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったとき。（既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合を含む）</u>
第2警戒体制	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	<u>各部長・各支部長</u> 各部・支所の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。 3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された <u>こと</u> に伴い、 <u>三重県が災害対策本部を設置したとき</u> 。 5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 災害対策本部

3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

(1)～(5) （略）

【地震災害時の配備基準及び体制表】（別表）

	配備体制	配備人員	配 備 基 準
第1配備体制	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・各支所の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された <u>とき</u> 。
第2警戒体制	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	各部・各支所の配備計画による人員 （特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。 3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。

			第3常配体制 甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。 全職員 1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。			第3常配体制 甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。 全職員 1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。
4	79	15	第4章 災害に備える体制の確立 第4節 広域的な相互応援体制の整備 2 受援計画（危機管理部、総務部） 大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、<u>他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえて策定した「津市災害時受援計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u>			第4章 災害に備える体制の確立 第4節 広域的な応援体制の整備 2 受援計画（各部） 大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、<u>本市では、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえ、平成30年度に「津市災害時受援計画」を策定し、救助関係機関や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を受けた場合に、これを円滑かつ効果的に活用するための受援体制を整備して、毎年見直しを図り、必要な修正を行います。</u> <u>また、令和6年能登半島地震で明らかとなった課題に対応すべく、応援部隊の通行ルートを選定から道路啓開までの要領や応援部隊の活動に必要な各種情報の伝達等について具体的に記述するなど、情勢に応じた修正を行い、本計画の充実を図ります。</u>
5	85	11	第5章 災害応急対策・復旧への備え 第3節 緊急輸送活動対策 1 緊急輸送体制の整備 (1) 救助活動拠点（危機管理部） (略)			第5章 災害応急対策・復旧への備え 第3節 緊急輸送活動対策 1 緊急輸送体制の整備 (1) 救助活動拠点（危機管理部） (略)

施設名	所在地	利用機関		
		自衛隊	消防	警察
津市産業・スポーツセンター内 メッセウイングみえ	津市北河路町 19-1		○	○
安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）	津市安濃町田端上野 818 他		○	○
中勢グリーンパーク	津市あのとつ台五丁目 757-1	○	○	○
町民の森公園	津市河芸町浜田 740-1	○		
北部運動広場	津市栗真中山町 601-3		○	
白山総合文化センター	津市白山町二本木 1139-2		○	
津市モーターボート競走場	津市藤方 637		○	
道の駅美杉	津市美杉町上多気 267		○	

施設名	所在地	利用機関		
		自衛隊	消防	警察
産業・スポーツセンター内 メッセウイング NHW	津市北河路町 19-1		○	○
安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）	津市安濃町田端上野 818 他		○	○
HOWA パーク	津市あのとつ台五丁目 757-1	○	○	○
町民の森公園	津市河芸町浜田 740-1	○		
北部運動広場	津市栗真中山町 601-3		○	
北消防署	津市栗真中山町 816-2		○	
モーターボート競走場	津市藤方 637		○	
白山総合文化センター	津市白山町二本木 1139-2		○	
道の駅美杉	津市美杉町上多気 267		○	

6	87	4	第3節 緊急輸送活動対策 3 交通機能の確保（各施設管理者） (1) （略） (2) <u>災害発生時の救助活動や緊急物資の輸送等を実施するための緊急交通路を確保するため、被害状況を踏まえた迂回ルート</u><u>の選定や必要な交通規制等の実施について、あらかじめ関係機関が協議する場を設け、平時から大規模災害時の交通機能の確保に向けた取組みを行います。</u> (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。	第3節 緊急輸送活動対策 3 交通機能の確保（各施設管理者） (1) （略） (2) <u>災害発生時の救助活動や緊急物資の輸送体制を早期に確保するため、道路の被災情報を確実に把握し、国、県等関係機関と連携し、道路啓開ルートの選定や必要な交通規制等を実施し、道路啓開作業の実行性の向上に取組みます。</u> <u>また、本市においては、「津市道路啓開計画」を策定し、大規模災害時における道路啓開の役割分担、対応手順等について関係機関との合同訓練等を実施して、その検証結果を反映させ、計画の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。</u> (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、「津市道路啓開計画」を策定し、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。
7	102	31	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第2節 災害情報の収集・伝達 5 地震・津波に関する情報等の伝達 (1)～(3) （略） (4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、<u>三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メール等を活用し、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</u>	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第2節 災害情報の収集・伝達 5 地震・津波に関する情報等の伝達 (1)～(3) （略） (4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メール等を活用し、市民に対し、<u>1週間から2週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</u>

		<u>(新設)</u>	<u>【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の広報】</u> <u>(例)</u> ・〇月〇日午前（午後）〇時〇分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。確実に大規模地震が発生するわけではないため、市民の皆さまには冷静に対応していただき、今後１週間、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、非常持ち出し品の確認等、日頃からの地震への備えの再確認を行ってください。 <u>(内容)</u> ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容 イ 冷静な対応の呼びかけ ウ 家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認を呼びかけ エ 交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係がある事項 オ 市民利用施設の開館状況、市主催イベントの開催状況等 <u>【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の広報】</u> <u>(例)</u> ・〇月〇日午前（午後）〇時〇分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。確実に大規模地震が発生するわけではないため、市民の皆さまには冷静に対応していただき、今後２週間、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、非常持ち出し品の確認等、日頃からの地震への備えの再確認を行うとともに、地震による津波や土砂災害などの危険が高い場所には、
--	--	--------------------	---

				<u>なるべく近づかないようにして下さい。</u> <u>現在、事前避難をしていただくために〇〇〇、〇〇〇を避難所として開設しております。</u> <u>(内容)</u> <u>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容</u> <u>イ 冷静な対応の呼びかけ</u> <u>ウ 要配慮者等、地震発生後の避難では不安がある方への事前避難の呼びかけ</u> <u>エ 事業所等において、企業ＢＣＰ等に基づく適切な対応の呼びかけ</u> <u>オ 家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認を呼びかけ</u> <u>カ 交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係がある事項</u> <u>キ 市民利用施設の開館状況、市主催イベントの開催状況等</u>
--	--	--	--	--

				地震発生後の防災対応の流れ (出典：内閣府「南海トラフ地震臨時情報リーフレット」)
8	104	22	第4節 応援要請 3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施（危機管理部、建設部） 市は、大規模災害の被災地に全国から駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発災直後から努め、適切な迂回ルートを選定するとともに、関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達します	第4節 応援要請 3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施（危機管理部、建設部） 市は、大規模災害発生時に、全国から派遣される応援部隊による人命救助等の活動が効果的かつ円滑に行われるよう、被害想定区域や人的・物的被害、通行可能経路等の必要な情報を迅速に収集・集約の上、応援部隊に伝達します。

91057

第6節 広報活動

1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）

災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。
防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。
災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。

2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）

(1) 広報の内容

広報の内容は下表のとおりとします。

情報の種類	主 な 内 容
被害状況	・ 人的、物的被害 ・ 公共施設被害など
気象関連情報	・ 予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・ 二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・ 死亡者の情報
応急対策情報	・ 河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
生活情報	・ 電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・ 避難所情報 ・ 給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・ 仮設住宅 ・ 住宅復興制度
医療情報	・ 診療可能施設 ・ 心のケア相談

第6節 広報活動

1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）

災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。
防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。
災害対策本部各部・各支部は、知り得た情報をすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項については政策財務部広報班を通じて行います。
危機管理総務部は、連絡を受けた情報の正確性や優先度の精査・確認を行い、適正な情報提供が図られるように配慮します。
なお、発災直後における災害対策本部会議等にかかる事項や不確定な被害状況等、特段の統制が必要な場合は、原則として、危機管理総務部総括班長が報道を含む他機関からの質疑に対応するもの
とします。

2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）

(1) 広報の内容

広報は、災害発生に備えた事前の準備情報から、災害発生直後の被害状況、気象関連情報、避難所運営等の生活関連情報、復旧、復興に向けた関連情報等、それぞれのタイミングにおいて必要な情報を適切な手段で情報発信します。
主な広報の内容とそのタイミングは下表のとおりとします。

区分	情報種別	内 容	区分			
			平常時	発災時※	避難時	復旧時
被害	被害状況	・ 人的、物的被害 ・ 公共施設の被害			○	○
	安否情報	・ 死者、負傷者情報			○	○
	応急	・ 河川、港湾、橋りょう等の応急				○

			福祉情報	・救援物資 ・貸付制度	・義援金 ・保育所等の状況				
			教育情報	・学校等の状況					
			交通関連情報	・道路規制	・バス、鉄道、船舶、航空機の状況				
			環境情報	・災害ごみ					
			ボランティア情報	・ボランティア活動情報					
			その他	・融資制度 ・各種相談窓口	・各種支援制度				

	対策	対策				
生活	気象情報	・予報、警報等気象庁発表情報 ・二次災害に関する情報	○	○	○	
	生活情報	・電気、ガス、上下水道等の復旧状況			○	○
		・給水、給食、医療、生活必需品等の支給			○	○
		・避難所運営情報			○	○
	交通情報	・交通規制 ・公共交通機関の運行状況	○	○	○	
	環境情報	・災害ゴミ処理				○
福祉	住宅情報	・仮設住宅 ・避難所施設等			○	○
	医療情報	・診療可能施設、応急救護所情報			○	○
		・心理的ケア相談窓口			○	○
	福祉情報	・救援物資、義援金等の情報				○
		・貸付制度				○
		・保育所等の開設状況			○	○
教育情報	・学校等教育機関の運営 ・児童施設の運営			○	○	
その他の	ボランティア	・ボランティア活動情報				○
その他	その他	・融資制度 ・各種支援制度 ・相談窓口	○			○

※発災時には、台風、地震、津波等の災害に関する警報等事前の段階も

			(2) 伝達の手段 <u>ア Lアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供</u> <u>イ 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）</u> <u>ウ CATV（データ放送を含む。）</u> <u>エ ホームページ</u> <u>オ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）</u> <u>カ ファクス配信</u> <u>キ 電話応答サービス</u> <u>ク 広報紙等の配布</u> <u>ケ 広報車の巡回</u> <u>コ 津市公式アプリケーション「津うなび」</u> <u>サ その他</u>	<u>含みます。</u> (2) 伝達の手段 <u>ア 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）</u> <u>イ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）</u> <u>ウ SNS（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。）</u> <u>エ Lアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供</u> <u>オ ホームページ</u> <u>カ CATV（データ放送を含む。）</u> <u>キ ファクス配信</u> <u>ク 電話応答サービス</u> <u>ケ 緊急告知ラジオ</u> <u>コ 広報車の巡回</u> <u>サ 広報紙等の配布</u> <u>シ その他</u>
10	124	13	第10節 輸送及び交通応急対策 7 緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部） (1) 放置車両対策 <u>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令します。運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動します。</u> (2) 土地の一時使用等 <u>放置車両対策の措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をします。</u>	第10節 輸送及び交通応急対策 7 緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部） (1) 放置車両対策 <u>緊急車両の通行を確保するため道路管理者は、区間を指定して緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に移動を命じ、運転者が不在時の場合は、道路管理者が車両等を移動します。</u> (2) 土地の一時使用等 <u>緊急車両の通行を確保するため、ガレキや放置車両を道路外に移動します。また、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分します。</u>

11	147	7	第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策 1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部） (1) 道路、橋りょう 各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。 <u>応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。</u>	第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策 1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部） (1) 道路、橋りょう 各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。 <u>市道の道路啓開については、国、県及び市が国のくしの歯作戦や県の緊急輸送道路に係る被災情報の共有を図り、把握した被災情報を基に国、県と連携して一体的な道路啓開となるよう「津市道路啓開計画」を策定し、優先啓開道路から啓開作業を実施し、逐次重要な生活道路の啓開を進めます。</u> <u>道路啓開作業では、道路上の障害物の除去、橋梁の目視及び緊急点検調査を行い安全を確認します。また、倒壊・破損した電柱や切れた電線及びガス漏れ等を確認した場合は、各施設管理者に連絡します。</u>
12	172	20	第2章 自衛隊の災害派遣 第2節 派遣部隊の受入れ体制 <u>(新設)</u>	第2章 自衛隊の災害派遣 第2節 派遣部隊の受入れ <u>2 派遣部隊への情報提供（危機管理部）</u> <u>市は派遣部隊の任務が円滑に遂行されるよう、次の情報を提供します。</u> (1) <u>被害想定区域</u> (2) <u>人的・物的被害状況</u> (3) <u>道路損壊状況</u> (4) <u>その他活動に必要な情報</u>